



訪問看護室開設のご案内

訪問看護室では在宅療養される方で、継続的な医療処置、看護を必要とされている方々に、看護師がご自宅へ訪問して療養生活のお手伝いを致します。

対象者となる方

病気や障害により、家庭等において療養を継続する方で、主治医が訪問看護の必要性を認める方がご利用いただけます。

全ての年齢の方が対象で、医師が「訪問看護指示書」を発行した方に対し、訪問看護を提供致します。但し、年齢や疾患により利用できる保険（医療保険・介護保険）が異なりますので、訪問看護をご利用の際に詳細なご説明をさせていただきます。

提供できるサービス

- ・退院後、ご自宅で安心して療養生活ができるような環境づくり。
- ・血圧、脈拍、体温を測り、健康状態や病状の観察。
- ・病状に応じて、療養上、介護上必要な指導。
- ・清拭、洗顔、洗髪、入浴等のお手伝い。
- ・褥瘡の処置、人工肛門、人工膀胱の処置、膀胱カテーテルや胃瘻管理等医師の指示する処置。
- ・介護サービス、福祉サービスご利用のための連携。

訪問する時間

月～金曜日 9：00～17：00

休業日：土日曜日、祝日、年末年始

お問い合わせ先

独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院 訪問看護室

TEL：043-261-2211（代表）

訪問看護室担当：菱沼直美 石井幸子 坂入聡美 秋葉恵理奈

